令和元年12月20日 独立行政法人農畜産業振興機構

令和元年台風第20号及び第21号により罹災された肉豚生産者の負担金の納付期限の延長等について

(令和元年度の肉豚経営安定交付金制度)

この度の大雨・台風により被害を受けられた皆様には、心よりお見舞い申しあげます。

このことについて市町村から、令和元年台風第20号及び第21号による畜産 関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害を証明する書面の交付を受けた 登録生産者におきましては、令和元年度第3四半期の負担金の納付期限が延長さ れます。

延長等を希望される場合は、別紙様式の裏書をご確認の上、下記の期限までに必要な手続きをお願いします。

記

納付期限延長希望申出書の提出期限:令和2年1月24日

(送付先)

〒106-8635 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル 独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部養豚経営課 (電話番号:03-3583-1150)

別紙様式

令和元年度 第3四半期負担金 の納付期限延長希望申出書 (令和元年台風第20号及び第21号関連) (令和元年度の肉豚経営安定交付金制度)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

肉豚経営安定交付金交付要綱(平成30年12月21日付け30農畜機第5241号)附則30の規定に基づく令和元年度第3四半期負担金の納付期限の延長を希望するので、関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

また、同交付要綱附則 26 の規定に基づき負担金と積立金から支払われる額を 相殺することについて、同意します。

記

- 1 罹災日
- 2 罹災内容
- 3 罹災した農場(畜産関連施設)の住所

4 添付書類

市町村が交付した畜産関連施設の被害を証明する書類で以下の①~③を満たす書類

- ① 罹災原因が、令和元年台風第20号及び第21号によるものとなっていること。
- ② 罹災証明書等の宛名が、本制度の登録生産者名と同一になっていること。
- ③ 罹災証明書等に記載される罹災(被害)物は、豚舎等の生産関連施設に限る。機械・器具、住居又は6次産業化関連施設(流通、加工、販売関連施設等)のみの被害は、対象外

※なお、市町村が発行する被害を証明する書類について、発行の遅れ等により添付が間に合わない場合は、あらかじめご連絡をお願いします。

入手出来次第、郵送又は FAX 等でご提出ください。

別紙様式の裏書

本申出書については、第3四半期($10\sim12$ 月)の負担金の納付期限を延長することにより、当該期間における負担金の納付が不要となるため、既に納付を行った方に返金を行う内容となっています。

提出期限等について

1 納付期限延長希望申出書の提出

提出期限:令和2年1月24日

※上記提出期限に間に合わない者は、必ず下記の送付先までご連絡ください。

※別紙様式により納付期限延長希望申出書を作成し、事務を委託されている場合は事務委託先を通じて、委託されていない場合は直接、独立行政法人農畜産業振興機構畜産経営対策部養豚経営課(下記送付先)に郵送ください。

※返金については、納付期限延長希望申出書の受理後に準備が整い次第、振込元の口座に返還します。

2 上記の申出書を提出した者の納付期限等の取扱い

(1) 令和元年度第3四半期の納付期限

令和元年度第3四半期を含む算出期間の交付金の支払日となります。

(2)納付する負担金の額

次の頭数に交付金単価を乗じて得た額の1/4の額。ただし、令和元年度第3四半期を含む算出期間の交付金の交付が有る場合には、負担金と「積立金から支払われる額」のうち負担金相当額とを相殺しますので、負担金の入金の必要はありません。なお、令和元年度第3四半期を含む算出期間の交付金の交付が無い場合には、負担金の額は0円となります。

<u>従って、第3四半期の負担金の納付が不要となったことから、納付を既</u>に行った方にこれを返金します。

「頭数〕

第3四半期における負担金の「納付対象頭数」。ただし、令和元年度第3四半期を含む算出期間の交付金の「交付対象頭数」がこれを下回る場合にあっては、「交付対象頭数」

※提出期限までに納付期限延長希望申出書の提出が無い場合には、納付期限の延長・ 返金はありませんので、御注意ください。

(送付先)

〒106-8635 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル 独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部養豚経営課

(電話番号: 03-3583-1150)